

土浦市家賃支援給付金要領

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている事業者に対して、事業継続を支えるため、家賃などの賃料の一部を支援する給付金を支給します。

給付額

法人・個人問わず1事業者あたり1か月につき5万円を上限に、賃料等の1/2を6か月分給付します。(最大30万円) ※共益費, 管理費を含む

支給要件

次の要件の全てに該当する事業者が対象となります。

- (1) 国が支給する「家賃支援給付金」を受給していないこと。
- (2) 本市内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者であること。
- (3) 事業収入を得ており、今後も事業継続意思があること。
- (4) 法人の場合、令和2年4月1日時点で資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満又は従業員数が2,000人以下
- (5) 賃貸借契約に基づいて、自ら営む事業のために他人の所有する土地又は家屋を使用及び収益していること。
- (6) 賃貸人と借入人の関係が以下のいずれにもあてはまること。
 - ① 申請者の配偶者及び一親等以内の親族、姻族でない。
 - ② 会社法第2条に定める親会社、子会社の関係でない。
 - ③ 申請者が代表取締役である法人等でないこと。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から同年12月までの期間のうち任意のひと月の売上高が、前年の同月と比較して30%以上50%未満の減少となったこと。
※新規開業者は、特例あり。裏面参照。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (10) 宗教上の組織若しくは団体、政治団体でないこと。
- (11) 国又は法人税法別表第一に規定する公共団体でないこと。

ご自身が対象になるかは、「申請フローチャート」でご確認ください。
申請にあたっては、「チェックリスト」を参考に提出書類を整えてください。

申請受付は、郵送のみとさせていただきます。

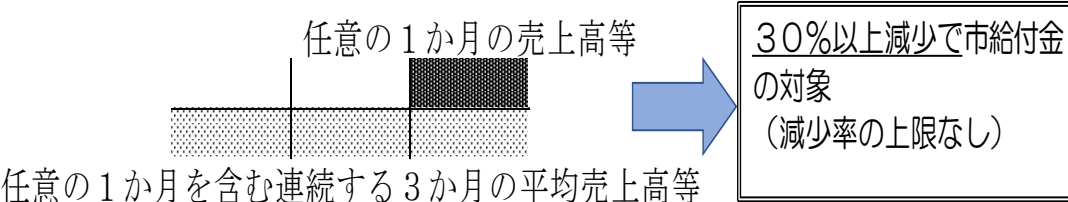
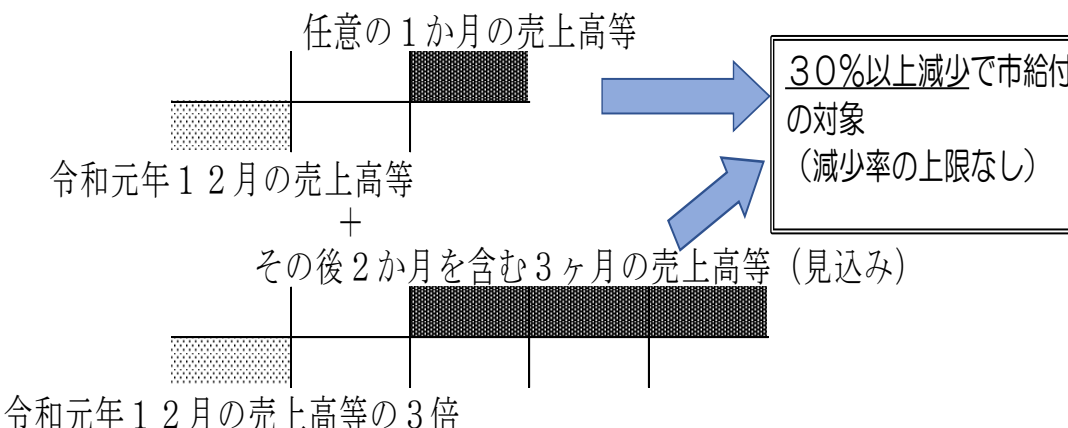
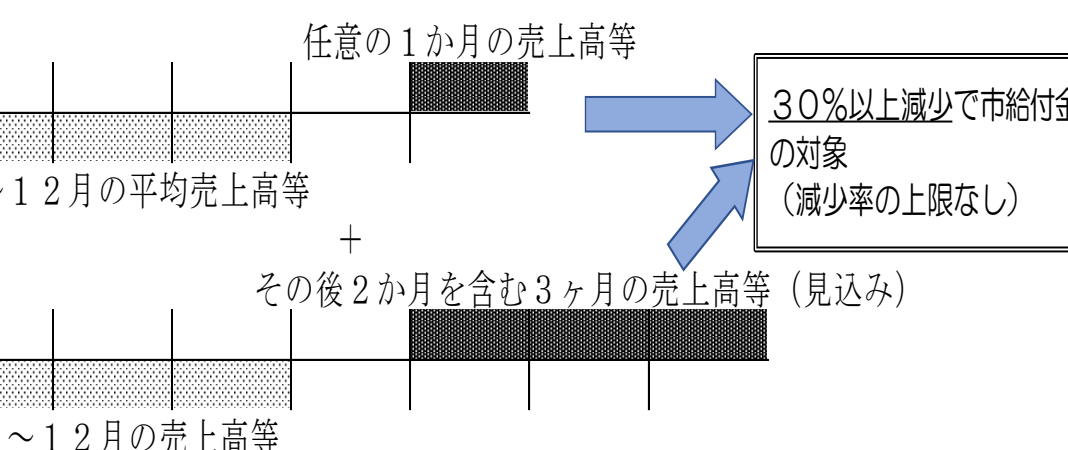
【提出先】〒300-8686 土浦市大和町9番1号

土浦市役所 商工観光課 宛て

申請期限：令和3年1月29日（金）必着

新規開業者特例(開業日から申請日までの期間が3か月以上1年1か月未満の事業者が対象)

新規開業者の方でも、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、給付金の支給対象となります。

<p>【新規開業者特例(1)】</p> <p>任意の1か月の売上高等と任意の1か月を含む連続する3ヶ月の平均売上高等を比較</p>  <p>任意の1か月を含む連続する3か月の平均売上高等</p> <p>任意の1か月の売上高等</p> <p>30%以上減少で市給付金の対象 (減少率の上限なし)</p>	
<p>【新規開業者特例(2)】</p> <p>任意の1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較 + その後2か月を含む連続する3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較</p>  <p>任意の1か月の売上高等</p> <p>令和元年12月の売上高等</p> <p>その後2か月を含む3ヶ月の売上高等(見込み)</p> <p>令和元年12月の売上高等の3倍</p> <p>30%以上減少で市給付金の対象 (減少率の上限なし)</p>	
<p>【新規開業者特例(3)】</p> <p>任意の1か月の売上高等と令和元年10～12月の平均売上高等を比較 + その後2か月を含む連続する3ヶ月の売上高等と令和元年10～12月の売上高等を比較</p>  <p>任意の1か月の売上高等</p> <p>10～12月の平均売上高等</p> <p>10～12月の売上高等</p> <p>その後2か月を含む3ヶ月の売上高等(見込み)</p> <p>30%以上減少で市給付金の対象 (減少率の上限なし)</p>	